

我孫子市道路アダプト・プログラム (Abiko City Adopt-A-Road Program) 実施要領

(目的)

第1条 この要領は、我孫子市の管理する道路の美化運動として、市民等が区域及び期間を定めて道路を管理する制度「我孫子市道路アダプト・プログラム※1(以下「A-RaP:エーラップ」という)」の実施に関し必要な事項を定めることにより、道路を我が子にみたくて面倒をみていただき居住環境及び都市環境に対する市民意識の高揚を図り、市民等との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

※1 アダプト・プログラムとは、市民等と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラムのことで、アダプトとは英語で「〇〇を養子にする」と意味します。一定区画の公共の場所を養子にみたくて、市民等がわが子のように愛情をもって面倒をみて、行政がこれを支援する制度です。

市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進めます。

(参加資格)

第2条 実施団体となれるものは、主な活動拠点が市内にあり、かつ、5人以上で組織する団体とする。この場合において、児童または生徒を主たる構成員とする団体である場合においては、成人である者を当該団体の代表者として定めるものとする。

(活動区域)

第3条 100m以上または、駅前広場とする。

(活動内容)

第4条 実施団体が行う活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路環境美化のための除草作業及び清掃作業
- (2) 道路施設状況の巡視及び異常等の情報の提供
- (3) その他快適な道路環境の維持に係る軽易な作業

2 前項の実施団体による道路施設等の管理は、無償とする。

3 第1項第1号の活動において発生するごみ等は、当該区域の属するごみの収集日に所定の収集場所へ搬出することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、市長の指示する方法により処理するものとする。

(活動に対する支援)

第5条 市長は、実施団体が行う活動内容に対し、必要に応じて次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 必要な用具等の物品の貸与
- (2) 団体名を記載した看板の設置
- (3) その他市長が必要と認めたもの

2 活動中の事故等については、我孫子市市民公益活動保険実施要綱(平成15年告示第111号)に定めるところにより対応する。ただし、企業が業務の一環として参加する場合は、適応除外とする。

(参加の申し込み)

第6条 第2条に規定する活動を実施しようとする団体は、A-RaP参加申込書(別記第1号様式)、及び参加者名簿(別記第2号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、その者とA-RaP合意書(別記第3号様式)を取り交わすものとする。
- 3 前項の規定による合意は、取り交わした日の属する年度の末日までの期間とする。ただし、次条に規定する合意の解除がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。
- 4 実施団体は、市長と合意書を締結後に、申出書及び参加者名簿の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出るものとする。
- 5 同一区間で複数の申出があった場合は、参加希望者双方の了承の上で、複数の実施団体が活動することも可能とする。

(合意の解除)

第7条 市長は、前条の規定による合意書の活動期間内において、次の各号に掲げる事由が発生した場合は、A-RaP合意解消通知書(別記第4号様式)により、合意を解除することができる。

- (1) 実施団体が、A-RaP辞退届(別記第5号様式)により合意の解除を申し出た場合
- (2) 実施団体の活動が合意書の内容と異なる場合
- (3) 活動区域を市の事業等により新たな目的のために使用する必要が生じた場合
- (4) 実施団体が道路に関する法令に違反する活動を行った場合
- (5) その他A-RaPの趣旨に反する行為を市長の要請に反して中止しない場合

(活動報告等)

第8条 実施団体は、1年間の活動状況を翌年の4月末までにA-RaP報告書(別記様式第6号)により市長に報告するものとする。

- 2 市長は、必要に応じて実施団体の活動状況を調査することができる。
- 3 市長は、必要に応じて実施団体に対して指導及び助言をすることができる。
- 4 活動中に事故等が発生した場合には、速やかに市長に届け出るものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項又はこの要領の解釈に疑義を生じた事項については、その都度、「我孫子市」と「実施団体」の互いで協議のうえ定めるものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、A-RaPの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。